

●香川県選挙管理委員会告示第1号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和5年1月13日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホーム今津荘	略		特別養護老人ホーム今津荘	略	
特別養護老人ホーム綾歌荘			養護老人ホーム綾歌荘	丸亀市綾歌町栗熊東713	平成19年4月2日
特別養護老人ホーム珠光園うらら	略		特別養護老人ホーム珠光園うらら	略	
略			略		
特別養護老人ホーム珠光園	略		特別養護老人ホーム珠光園	略	
養護老人ホームくおん	丸亀市中府町四丁目13番28号	令和4年12月21日			
特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略		特別養護老人ホーム聖マルチンの園	略	
略			略		
5・6 略			5・6 略		